昭和53年11月5日　523号

# 千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

## 包丁さばきも上達

### 魚屋さんの指導による調理法の講習会

「魚をおろす包丁さばきは、こう持って、こうやって……」

魚屋さんの指導による、魚のおろし方や調理法の講習会が10月19日と25日、万世橋区民会館と富士見区民会館で行われました。

参加した主婦は、魚屋さんからはらわたの取出し方や、3枚のおろし方など、親切な手ほどきを受けていました。

# 九月一日以降の転入者にも 避難袋配布

区では、区民のみなさんの防災に対する意識を高めてもらうため、災害時の必需品を入れた避難袋を区内全世帯に行きわたるようにし、八月三十一日にその配布を完了しました。

この避難袋を、その後、千代田区に転入してきたひとに対しても配布することになり、現在、区役所の防災課でお渡ししています。

今年の九月一日以降、千代田区に転入してきたひとは、防災課へお越しいただき、住所と氏名を告げて受取ってください。

なお、以前から住んでいるひとで、避難袋の引換券を失くした方や、まだ引換をしていない方にも差上げていますので、防災課までおいでください。

問合せは環境部防災課まで

## 11月17日 不用品無料市

### 区立水道橋住宅で開催

物を大切にし、あわせてゴミの減量に役立てよう「不用品無料市」を開催します。

この無料市は、テレビ、冷蔵庫、タンスなどの大型のものから、衣類、日用雑貨まで、みなさんの家庭や事務所で不用になった品物を必要とするひとに引取ってもらうものです。

**とき** 十一月十七日㈮ 正午から午後三時まで

**ところ** 区立水道橋住宅一階駐車場

**出品されるもの** 衣類、家具、日用雑貨、電気製品、スポーツ用品など

**展示品の受取り** 希望する品物があれば、その場で受取れます。原則として、品物はご自分で運んでください。

なお、品物によっては、抽せんを行います。（抽せんの受付けは午後一時三十分まで）

不用品無料市についての問合せは、環境課環境係まで。

## 区長にひとこと電話でどうぞ 「ハイ！区長です」

☎264-0151　毎月1日と15日午前10時～正午

区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、お気軽にダイヤルしてください。

区長が直接お話しをうかがいます。

なお、なるべく多くのみなさんに利用していただくため、電話はひとり2通話（6分）程度でお願いします。

# 区立幼稚園の園児募集

## 申込みは各幼稚園へ

昭和五十四年度の区立幼稚園の園児をつぎのとおり募集します。

**応募資格** 区内に住むひとで

・三歳児＝昭和五十年四月二日から五十一年四月一日までの出生者

・四歳児＝昭和四十九年四月二日から五十年四月一日までの出生者

**申込書の配布** 十一月二十八日㈫から三十日㈭まで、各幼稚園で配布します。時間は午前九時から十一時まで と、午後一時から三時まで

**受付日時** 十二月一日㈮、四日㈪、五日㈫、六日㈬の午後一時から三時まで

**受付場所** 各幼稚園

申込むときは、保護者の方が直接幼稚園に住民票の写し（世帯全員）一通を添えて申込んでください。

なお、応募は一人一園です。二園以上申込んだ場合、無効となりますので、ご注意ください。

くわしいことは、各幼稚園に問合せてください。

| 幼稚園名 | 所在地 | 電話 | 募集園児 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 3歳児 | 4歳児 |
| 番町幼稚園 | 六番町8 | 263-3725 | | 70人 |
| 麹町幼稚園 | 麹町2－8 | 263-7330 | 40人 | 70人 |
| 富士見幼稚園 | 富士見1-10-3 | 263-1009 | 40人 | 70人 |
| 九段幼稚園 | 三番町16 | 263-0567 | | 70人 |
| 永田町幼稚園 | 永田町2-19-1 | 581-7783 | 20人 | 35人 |
| 錦華幼稚園 | 猿楽町1-1-1 | 291-3835 | | 70人 |
| 淡路幼稚園 | 神田淡路町2-15 | 251-0768 | 20人 | 若干名 |
| 神田幼稚園 | 神田司町2-16 | 252-2006 | 40人 | 若干名 |
| 千桜幼稚園 | 神田東松下町22 | 256-1709 | 40人 | 若干名 |
| 小川幼稚園 | 神田小川町3-6 | 294-0318 | 20人 | 若干名 |
| 西神田幼稚園 | 西神田2-6-18 | 263-6609 | 40人 | 若干名 |
| 今川幼稚園 | 岩本町2-15-14 | 862-3773 | 20人 | 若干名 |
| 芳林幼稚園 | 外神田3-4-7 | 251-4949 | 40人 | 若干名 |
| 佐久間幼稚園 | 神田和泉町1 | 866-9938 | 20人 | 若干名 |

・5歳児の入園については各幼稚園に問合せてください。

・各幼稚園の通園区域は、小学校の学区域です。

# 年末調整の説明会

区と麹町・神田税務署では、源泉所得税の年末調整の方法と、給与支払報告書、法定調書の作成についての説明会を開催します。

なお、給与支払報告書、法定調書、扶養控除申告書などの用紙は、混雑緩和のため十一月十五日㈫、十六日㈬の両日麹町・神田税務署一階ロビーで交付します。

●麹町地域　午前の部：9時30分～正午　午後の部：1時30分～4時

| 日時 | | 対象地域 | 会場 |
|---|---|---|---|
| 11月20日 | 午前 | 官公庁・九段南・九段北・一ッ橋 | 千代田区公会堂 |
| ㈪ | 午後 | 飯田橋・番町・富士見・北の丸 | （九段南1-6-17） |
| 11月22日 | 午前 | 麹町・隼町 | 東條会館 |
| ㈬ | 午後 | 平河町・永田町・紀尾井町 | （麹町1－4） |
| 11月27日 | 午前 | 大手町 | |
| ㈪ | 午後 | 丸の内2丁目 | |
| 11月28日 | 午前 | 有楽町 | 日本工業倶楽部 |
| ㈫ | 午後 | 丸の内3丁目・日比谷公園・千代田 | （丸の内1-4-6） |
| 11月29日 | 午前 | 内幸町・霞が関1～2丁目 | |
| ㈬ | 午後 | 丸の内1丁目・霞が関3丁目 | |

●神田地域　午前の部：9時30分～正午　午後の部：1時30分～4時

| 日時 | | 対象地域 | 会場 |
|---|---|---|---|
| 11月28日 | 午前 | 淡路町・和泉町・岩本町・鍛冶町・神田佐久間町・北乗物町 | |
| ㈫ | 午後 | 内神田・小川町 | |
| 11月29日 | 午前 | 佐久間町・佐久間河岸・猿楽町・神保町 | 千代田区公会堂 |
| ㈬ | 午後 | 駿河台・富山町・西神田・多町・司町・須田町 | （九段南1-6-17） |
| 11月30日 | 午前 | 錦町・外神田・西福田町 | |
| ㈭ | 午後 | 上記以外の地域 | |

## 通勤手当の非課税限度額が引上げられました

給与所得者に支給されている通勤手当の非課税限度額が一万七千円に引上げられました。

また、自動車や自転車などをつかって通勤しているひとに支給されている通勤手当の非課税限度額も一万七千円に引上げられました。

非課税限度額についての問合せは税務署へ。

## 申告所得税第二期分納期限は十一月三十日

申告所得税第二期分の納期限は十一月三十日㈭です。税務署から送付された納付書で、お近くの銀行、または、郵便局で納めてください。

・麹町税務署☎294―四五五一
・神田税務署☎294―四八一一

# 地域ぐるみでネズミ退治を

**11月24日→30日　一せい駆除週間**

冬が近づくと、屋外で活動していたネズミは、暖かい家の中へと活動場所を移します。

区では、伝染病の予防と衛生的な環境をつくるため、十一月二十四日㈭から三十日㈭までの期間をねずみの一せい駆除週間とし、町会をつうじて各家庭に殺そ剤を配布します。

ねずみ退治は、地域ぐるみで一せいに行うほうが効果があります。隣り近所の方と申合せ、一せいにねずみ駆除をしましょう。

**くすりを置くときの注意**

・殺そ剤の近くに食物を置かない
・置いた殺そ剤が食べつくされていたら殺そ剤を増量すること
・殺そ剤は部屋のすみや物かげなど、一定の場所に置くこと
・ネズミが殺そ剤を食べない場合は、食用油などをまぶしたりしてくふうすること

なお、くわしい使用方法について説明したチラシも、一緒に配布しますので、よく読んでから使用してください。

また、ネズミ取器も無料で貸出していますので、希望するひとはご連絡ください。

くわしいことは、保健衛生部管理課衛生係に問合せてください。

# 区民将棋囲碁大会

十月十二日に区民将棋大会が、十月十三日には区民囲碁大会が、それぞれ開かれ、アマチュア棋士が腕をきそい合いました。

審判長は、将棋升田幸三先生（日本将棋連盟九段）、囲碁小林光一先生（日本棋院八段）、トーナメント戦の結果、つぎの方々が入賞し、賞状とカップが贈られました。

**●区民将棋大会**

**・第一部（有段者）**

優勝　大木和博さん　鍛冶町二丁目
第二位　出田和成さん　神田神保町一丁目
第三位　佐藤正之さん　内神田一丁目
第四位　伊藤彰和さん　内神田三丁目

**・第二部**

優勝　山本道一さん　一番町
第二位　中沢和四郎さん　内神田二丁目
第三位　曽根幸三郎さん　大手町一丁目
第四位　中沢和已さん　神田錦町三丁目

**●区民囲碁大会**

**・第一部（有段者）**

優勝　矢野兆保さん　神田淡路町二丁目
第二位　綿貫守高さん　一番町
第三位　山田　繁さん　外神田一丁目
第四位　岡田治躬さん　神田錦町三丁目

**・第二部**

優勝　小島松之助さん　西神田一丁目
第二位　小野沢知之さん　富士見二丁目
第三位　高井　武さん　神田佐久間町一丁目
第四位　林さとるさん　麹町一丁目

右　区民囲碁大会
左　区民将棋大会

# 年末の資金ぐりに
# 中小企業年末融資を
## 申込みは十一月二十日までに

年末は、企業経営にとって、なにかとお金が必要な時期です。

区では、区内で営業している中小企業者が、経営上、年末に必要とする資金のあっせんをする「中小企業年末融資」を実施しています。

申込期間は、十一月二十日(月)までですのでお早めにどうぞ。

また、このほかにも区では、中小企業者を対象に、営業資金、設備資金、公害防止資金、小規模企業特別資金、勤労者生活資金、従業員独立開業資金について、それぞれ融資あっせんを、常時行っています。

どうぞご利用ください。

### 中小企業年末融資
### ――二百万円

中小企業者に、年末に必要とする経営上の資金をあっせんします。申込期間は、十一月二十日(月)までですのでご注意ください。

**資　格**

①区内に住所または営業の本拠があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営していること

②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

③最近一年間の事業税または住民税を完納していること

④区内に住む確実な連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

**必要書類**

①申込書一組

②事業税・住民税の納税証明書一部

③前年度の決算書一部

④決算期以降最近までの試算表一部

**申込期間**　十一月二十日(月)まで

### 営業資金――三百万円

買掛金決済、支払手形決済、原材料の仕入れなど、経営上資金が必要なときにご利用ください。

**資　格**

①区内に営業の本拠があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営していること

②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

③最近一年間の事業税または住民税を完納していること

④区内に住む確実な連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

### 設備資金――五百万円

店舗の改造、機械類の設置、自家用駐車場設備などの資金が必要なときにご利用ください。

**資　格**　営業資金と同じ

### 公害防止資金――五百万円

公害防止に必要な設備などの資金が必要なときにご利用ください。

**資　格**

①区内に営業の本拠があること

②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

③最近一年間の事業税または住民税を完納していること

④区内に住む確実な連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

### 従業員独立開業資金
### ――五百万円

中小企業に勤務している従業員が独立して事業を始めるための資金が必要なときにご利用ください。

**資　格**

①区内の同一中小企業に引続き八年以上勤務し、二十三区内で指定金融機関の定める地区に同一業種で開業するか、開業して三か月以内のひと

②最近一年間の住民税を完納していること

③勤務していた中小企業の事業主の連帯保証か、指定金融機関の認める連帯保証人がいること

### 小規模企業特別融資
### ――二百万円

とくに規模の小さい企業のための融資制度で、「営業資金」と「設備資金」の縮小版です。

①区内に営業の本拠があり、同一場所で同一業種を引続き一年以上経営していること

②常時使用している従業員が十人以下であること

③東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

④最近一年間の事業税または住民税を完納していること

⑤区内に住む確実な連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

### 勤労者生活資金――三十万円

医療、冠婚葬祭、教育、生活必需品購入などに資金が必要なときにご利用ください。

**資　格**

①現在勤務している企業に引続き一年以上勤務し、今後も引続き勤務するひと

②前年度の住民税を完納していること

③満二十歳以上のひと

④確実な連帯保証人がいること

⑤すでに融資を受けているときは、それを完済していること

### 申込みから融資まで

融資の申込受付は、商工課で行っています。融資の申込みがあると、商工課では書類を審査して区の指定金融機関へのあっせん書をお渡ししますので、指定金融機関に申込んでください。

なお、営業・設備・公害防止・従業員独立・小規模企業・勤労者生活の各資金についての、必要書類などは、資金によって違いますので、申込むときは、あらかじめ問合せてください。

商工融資についての問合せ・申込みは、商工課融資担当へ(内線621)

●融資の種類

| 資金の種類 | 貸付限度額 | 利子（本人負担分） | 据置期間 | 返済期間（据置後） |
|---|---|---|---|---|
| 中小企業年末融資 | 200万円 | 年4.25% | 1か月 | 10か月以内 |
| 営業資金 | 300万円 | 年6.25% | 4か月 | 38か月以内 |
| 設備資金 | 500万円 | 年6.25% | 5か月 | 47か月以内 |
| 公害防止資金 | 500万円 | 年2.5% | 6か月 | 47か月以内 |
| 従業員独立開業資金 | 500万円 | 年6.25% | 4か月 | 54か月以内 |
| 小規模企業特別資金 | 200万円 | 年5.5% | 4か月 | 42か月以内 |
| 勤労者生活資金 | 30万円 | 年5.52% | 1か月 | 33か月以内 |

# 施設を利用する区民の足に

# 区立施設巡回バス

区立施設巡回バスは、区民のみなさんが、老人福祉センターや保健所など、区の施設へ行くときの"足"として活用し、施設を気軽に利用してもらおうと運行しています。

運行を始めて一か月、利用者のみなさんにいろいろとお話を、うかがってみました。

＊

――『毎週一、二回は老人福祉センターに行くために利用していますが、都バスより時間がはっきりしているので便利ですね』

――『こどもといっしょに、図書館へ行くところです。

私は前にも一度乗ったことがあるんですが、こどもが、巡回バスは観光バスみたいだから、どうしても乗ってみたいと言うものですから』

――『私は、老人福祉センターへ行くのに、以前は都バスを利用していましたが、今は巡回バスで通っています。

都バスだと座れないこともあるし、乗るとすぐ動き出すので危ない。巡回バスは、その点安心して乗れるし、快適です』

街の中を走る巡回バス
巡回バスに乗込む区民

## 運行は一日六便

### 車椅子でも乗れます

区立施設巡回バスは、麹町地区と神田地区にわけ、それぞれ一日六回ずつ運行しています。

巡回する施設は、つぎのとおりです。

**●麹町地区**

区役所、番町出張所、富士見出張所、老人福祉センター、富士見福祉会館、麹町保健所（番町出張所丸の内分室も含む）

**●神田地区**

区役所、神保町出張所、神田公園出張所、万世橋出張所、和泉橋出張所、老人福祉センター、富士見福祉会館、神田保健所

## バスは二十人乗り

区立施設巡回バスには、二十人乗りのマイクロバス三台を使用しています。

それぞれのバスには「千代田」「やすらぎ」「ふれあい」の愛称がつけられ、「千代田」は車椅子のままで乗車できるように改造してあります。

車椅子で乗れる「千代田」は、月・水・金曜日には麹町地区を、火・木・土曜日には神田地区を走っています。

## 巡回バスについてご意見を

巡回バスを利用されたみなさんからは、つぎのようなお話もうかがいました。

＊

――『老人福祉センターと富士見福祉会館には、麹町地区を走るバスと神田地区を走るバスが両方止りますから、どちらへ行くバスかわかりません。

一目でわかるような標示をしてはどうだろうか』

――『私は、巡回バスのことを、つい最近、出張所へ行ったときに知りました。

きょうは、区役所に用があって初めて乗りましたが、乗りごこちも大変いいですね。

でも、私みたいに、このバスのことを知らないひとがいると思いますので、もっとPRをした方がいいと思いますよ』

――『出張所の場合はいいのだが、区役所や富士見福祉会館などは、巡回バスの発着場が不明確で、どこで待っていればよいかわからない。

利用したことのあるひとはよいのですが、初めて利用するひとはまごつくと思いますよ』

――『バスの発車の合図と、つぎは○○ですという車内放送をやってくれれば、おとしよりなどはありがたいと思うんじゃないですか』

＊

区では、利用車のみなさんから寄せられた意見を参考にして、より利用しやすく、より親しまれるバスにしていこうと考えています。

バスを利用して、気づいた点がありましたら、総務課総務係までご連絡ください。

また、バスについての問合せも総務係へどうぞ。

なお、区立施設巡回バスの時刻表は、各出張所の窓口に置いてありますので、ご利用ください。

# あなたは健康保険に加入していますか

健康保険制度は、国民のすべてが、いずれかの健康保険に必ず加入し、誰でも病気やけがをしたとき、保険によって医師の診療を受けられるしくみです。

これを国民皆保険制度といいます。

**●国民健康保険に加入しなければならないひと**

職場などの健康保険に加入していないひとや、その被扶養者で千代田区に住んでいるひと（住民基本台帳に登録のあるひと）は、すべて千代田区の国民健康保険に加入しなければなりません。

ただし、生活保護を受けているひとは医療費が無料となるため、国民健康保険には、加入できません。

**●国民健康保険の保険給付**

①病気やけがで治療や入院したとき、保険診療による費用の七割を給付します。（三割は自己負担）老人医療の受給者は無料です。

②柔道整復師、はりなどの施術を受けたときや病人に付添い看護をつけたときも、基準費用の七割を給付します。

③同じひとが同じ月内に、同じ病院で支払った保険診療による自己負担金が三万九千円をこえたとき、そのこえた額を支給します。

④出産したときは、出生児一人につき六万円、育児手当金として二千円が支給されます。

⑤死亡したとき、一件につき二万円を支給します。

このほか、出産祝品の支給、無料健康相談、夏季海の家の開設や、近県温泉地の指定旅館を割安で利用できます。

**●保険料**

均等割（四千八百円×被保険者の人数）と所得割額（前年度の住民税の百分の百十二）の合算額が年間の保険料で、最高限度額は十七万円です。

なお、災害や病気などで、収入が著しく減って、保険料の納入が困難となった場合には、保険料の減免制度があります。

まだ、国民健康保険に加入していないひとは、出張所か国民健康保険課で加入の手続をしてください。

**問合せ**　国民健康保険課資格給付係

## 戦没者・戦傷病者に特別給付金を支給

戦没者や戦傷病者に関する法律と、恩給法が改正され、特別給付金と一時金が支給されます。

①戦没者の父母等に対する特別給付金の再継続

日華事変以降の戦争で、すべての子または最後に残された子を、戦争で失い、子係のとだえた父母またはこれと同じ状態にある祖父母に第三回目の特別給付金（六十万円、五年償還の国債）を支給

対象者は、昭和四十八年五月一日発行の第五回特別納付金国庫債券（い号二十万円）の受給者で、昭和五十三年四月一日に公務扶助料、遺族年金等を受け、昭和五十二年二月二十一日までに氏を同じくする自然血族である子も孫もいないひと。

②遺族援護法の準軍属の範囲の拡大

満州開拓青年義勇隊員は現在、昭和十四年十二月二十二日以降の公務死亡が援護の対象ですが、昭和十二年十一月二十日以降の満州青年移民も対象になります。

③戦傷病者特別援護法の範囲の拡大

満州青年移民について、前記遺族援護法と同じ期間の改正が行われ、昭和十二年十一月二十日以降事変に関連した業務上傷病で、現在恩給法別表の第五款症以上の障害があるひとも対象になります。

④断続一時金

旧軍人としての勤務年数が合わせて二年以上で恩給や共済年金などを受けたことのないひとに一時金（一万五千円）を支給

①は昭和五十三年四月一日から、②③④は十月一日から適用されます

**受付・問合せ**　福祉課厚生係

## 青果物消費者サービスデー

**11月16日(木)**

青いノボリの八百屋さんで

## 豚肉の産地直送販売

**11月10日(金)**

黄色のノボリの肉屋さんで

## 魚の消費者サービスデー

**11月8日(水)・22日(水)**

濃紺のノボリの魚屋さんで

## ●明るい選挙作品コンクール●入選作品きまる●

区内小・中学校から六百六十九点の応募のあったことしの「明るい選挙」作品コンクールは、審査の結果つぎのとおり入選作品がきまりました。（敬称は略、◎印は区長賞）

**ポスターの部**

●小学校　◎佐藤安希子（九段小）、◎川井洋毅（西神田小）、臼田豊昭（西神田小）、安池剛（西神田小）、林詩子（錦華小）、吉田正央（番町小）、田中典子（番町小）、早見貴彦（九段小）、佐藤めぐみ（九段小）、大久保毅人（小川小）

●中学校　◎若林喜久雄（今川中）、◎平野直子（練成中）

**標語の部**

◎那須英和（錦華小）、上村順子（番町小）、白石貴之（番町小）

**作文の部**

岡村さやか（錦華小）

**書道の部**

●小学校　◎笹沼由香（神田小）、加藤千春（神田小）、谷みやこ（神田小）、小久保英子（神田小）、戸田義久（番町小）

●中学校　◎和久井真里子（練成中）、堀江芳香子（練成中）

## 11月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　昼印は午後5時まで　夜は午後5時～10時

| | | | |
|---|---|---|---|
| 12日 | 東京警察病院 | ☎263-1371 | 富士見2－10－41 |
| | 昼 大貫クリニック | ☎264-6801 | 神田神保町2－2 |
| | 夜 神保院 | ☎261-0072 | 神田神保町2－8 |
| 19日 | 小川医院 | ☎261-1413 | 飯田橋1－10－7 |
| | 昼 興生診療所 | ☎252-0009 | 内神田3－4－11 |
| | 夜 同和病院 | ☎251-2141 | 神田淡路町2－8 |
| 23日 | 井関医院 | ☎261-3641 | 九段南2－3－26 |
| | 昼 内神田診療所 | ☎292-7992 | 内神田1－16－1 |
| | 夜 神保院 | ☎261-0072 | 神田神保町2－8 |
| 26日 | 桑沢クリニック | ☎262-0011 | 麹町4-4 パシフィックビル |
| | 昼 千代田内科クリニック | ☎256-9491 | 神田鍛冶町3－3 |
| | 夜 同和病院 | ☎251-2141 | 神田淡路町2－8 |

・健康保険証は必ずお持ちください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

**救病**　**夜間・休日の急病は**

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレフォンサービス
☎212-2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

# おしらせ

## 熊の湯・菅平・ニセコでスキー講習会

●志賀高原熊の湯
**とき**　昭和五十四年一月二日(火)から七日(日)まで
**ところ**　志賀高原熊の湯スキー場
**対象**　区内在住・在勤者
**募集人員**　百三十名（先着順）
**参加費**　二万二千七百円
**申込み**　十一月二十七日(月)の午後六時から区役所六階会議室で受付けますので、申込金二万二千七百円を添えて申込んでください。

●長野県菅平
**とき**　昭和五十四年一月十九日(金)から二十一日(日)まで
**ところ**　長野県菅平スキー場
**対象**　区内在住・在勤者
**募集人員**　百二十名（先着順）
**参加費**　一万三千三百円
**申込み**　十二月一日(金)の正午から午後二時まで区役所六階会議室で受付けますので、申込金八千三百円を添えて申込んでください。

●北海道ニセコ
**とき**　昭和五十四年二月十日(土)から十三日(火)まで
**ところ**　北海道ニセコスキー場
**対象**　区内在住・在勤者
**募集人員**　六十名（先着順）
**参加費**　四万七千円
**申込み**　十一月二十七日(月)の午後六時から区役所六階会議室で受付けますので、申込金一万七千円を添えて申込んでください。
**問合せ**　社会教育課体育係

## 硬式卓球選手権大会

**とき**　十二月九日(土)、午後一時三十分から　十二月十日(日)、午前九時三十分から
**ところ**　区立総合体育館
**種目**　九日(土)　男子ダブルス、女子ダブルス、混合ダブルス、十日(日)　男子シングルス、女子シングルス、壮年男子（①三十五歳以上②四十五歳以上）シングルス、壮年女子（①三十歳以上②四十歳以上）シングルス
**参加資格**　区内在住・在勤者
**申込み・問合せ**　十一月十八日(土)までに社会教育課体育係へ

## 千代田区民踊大会

千代田区民踊連盟のみなさんが、日頃の練習の成果を発表します。ご覧になりたい方は、直接会場においでください。（入場は無料）
**とき**　十一月二十六日(日)　午後〇時三十分から
**ところ**　千代田区公会堂
**問合せ**　社会教育課体育係

## 家計簿の楽しいつけ方　家計簿記帳講習会

家計簿の記帳は、家庭経済の交通整理と言われ、家計をじょうずにやりくりするひとつの手段です。そこで、家計簿を楽しくつけるために「家計簿記帳講習会」を開催します。なお、当日一年用の家計簿をお配りします。
**とき**　十一月二十一日(火)　午後一時三十分から三時三十分まで
**テーマ**　「家計簿の楽しいつけ方」
**講師**　家庭経済評論家　藤本正夫氏
**ところ**　神保町区民会館
**定員**　五十名（先着順）
**参加費**　無料
**申込み・問合せ**　十一月十八日(土)までに商工課消費経済係に電話か直接窓口へ申込んでください

## 麹町こども会

幼児と小学生を対象に、十一月十六日(木)　午後二時三十分から三時三十分まで番町区民会館区民集会室で
映画「カエルになったおひめさま」を上映します。

## 心身障害者と家族の激励慰安会

**とき**　十一月十九日(日)　正午から午後三時まで
**ところ**　富士見福祉会館（富士見二―三―六　☎262―一〇四五）
**内容**　〔落語〕柱米丸、〔日舞〕西崎翠保舞踊団
**参加費**　無料
**問合せ**　富士見福祉会館

## 千代田荘のあき室　前月二十二日から受付け

箱根・湯河原千代田荘の利用申込みは、ハガキで受付けています。受付けが終わり、あき室がある場合は、利用日の前月二十二日から、区民課区民係で先着順に受付けています。どうぞご利用ください。

## 老人福祉センターの行事

**音楽会**　十一月十八日(土)　午後二時から　センター四階集会室で
**出演**　千代田区民交響楽団
**曲目**　「組曲・日本の四季」「荒城の月」「弦楽セレナーデ」など
老人福祉センターで初めての音楽会です。お誘合せでどうぞ。

●第八回ことぶき学級
老人福祉センターでは、第八回ことぶき学級を開きます。
テーマは「下町と文学」です。
**ところ**　老人福祉センター
**定員**　五十名（先着順）
**対象**　六十歳以上の区内在住者で、なるべく全期間出席できるひと
**申込み・問合せ**　直接、老人福祉センター（☎265―三九八一）の窓口に申込んでください。

## 児童館だより

| 月日 | 内容 |
|---|---|
| 11月22日(水) | 浅草・樋口一葉とたけくらべ |
| 11月24日(金) | 根岸・正岡子規とその作品 |
| 11月29日(水) | 上野・森鷗外と雁 |
| 12月2日(土) | 玉の井・永井荷風と墨東奇譚 |
| 12月5日(火) | バスによる現地講義 |

●富士見児童館
**ガラクタ展**
十一月十八日(土)　ガラクタ市、発明あそび発表会
十一月十九日(日)　ガラクタ市、映画、ゲームなど
今、実行委員を募集しています。

●西神田児童館
**落葉ひろい**
十一月十二日(日)　代々木公園にお弁当を持って行きます。
**絵画工作展**
十一月十七日(金)から十九日(日)
オペレッタもやります。

●神田児童館
**映画会**　「小さな勇気の物語」十一月二十五日(土)　午後二時から

# 保健所だより

麹町保健所　丸の内3-5-1
☎212-7814
麹町保健所分室　富士見2-2-14 森山ビル内
神田保健所　神田錦町3-10
☎291-3641

## 乳幼児健康相談

乳幼児の身体測定、保健指導、栄養指導を行います。（会場が麹町保健所のときは診察も行います）

**とき・ところ**

●**麹町保健所**　毎月最終火曜日　午後一時三十分から三時まで（十二月は十九日(火)になります）

●**麹町保健所分室**　毎週月・金曜日　午前十時から午後四時まで

希望者は当日会場においでください。

## はしか（麻しん）の予防接種

予防接種法が改正され、はしか（麻しん）の予防接種を受けることが義務づけられました。

麹町・神田の両保健所では、つぎのとおり、はしかの予防接種を実施します。

なお、対象者で、すでにはしかにかかったこどもと、生後十二か月以降、はしかの予防接種を受けたこどもは、今回受ける必要はありません。

**対象者**

①昭和五十二年三月一日から五十二年八月三十一日までの出生者

②昭和五十年十月一日から五十一年四月三十日までの出生者

③昭和四十七年十月十七日から四十八年四月三十日までの出生者

なお、今回対象とならなかったこどもについては、来年度以降に実施します。

**実施場所**　区が指定した医療機関

対象者には、保健所から医療機関の一覧表をお送りしてあります。都合のよい場所で受けてください。

くわしいことは、保健所へ。

## 老人世帯の畳を新しく

区では、おとしよりに新しい畳の上で新年を迎えていただこうと、昨年に引き続き、今年も畳替えを区内畳組合の協力で実施します。

この対象となるのは、六十五歳以上で、ひとり暮しか、老人だけの世帯で低所得の方です。

ご希望の方は、福祉課老人福祉係か、民生委員にご連絡ください。

## 民生児童委員の後任

大塚紋太郎氏の死去で欠員となっていた民生児童委員の後任が、つぎのとおり十月一日付で委嘱されました。

**萩原慎一氏**
内神田三―十七―八　☎256―八二八八（神田多町二丁目、内神田三丁目の一部を担当）

# 暮しの中で

## 進学ローン

来春義務教育を終了する子弟のいる家庭では、そろそろこどもの進路や志望校のことで頭を痛められていることでしょう。そのとき、いろいろと気になることのひとつに、学費があります。「東京の私立高校の学費（入学時の納付金）が今春平均五十万円の大台を超した」という新聞記事が目につきます。大学受験生を持つ父兄は、さらに負担が大きくなります。

そこで、今回の「暮しの中で」は、高校・高専・大学などへ進学するときに必要な、入学金、授業料などの資金の融資が受けられる制度――進学（教育）ローンを紹介しましょう。

この制度には、銀行や信用金庫、信用組合などの民間金融機関が今春から始めた「教育ローン」と国が来年一月から実施する「進学ローン」があります。貸付限度額、貸付利率などは一覧表のとおりです。くわしいことは、それぞれの機関に問合せてください。

なお、区の融資制度では「勤労者生活資金」（四ページ参照）と「応急資金」（貸付額十二万円）、「奨学資金」（高校進学者・在学者対象）が利用できます。

また、貸付額や利率は、まちまちですが、会社や役所などの団体が職員を対象に融資制度を設けているところもあります。

●金融機関別進学（教育）ローン一覧表

| 機関名 | 貸付限度額 | 資格 | 貸付利率（年） | 貸付期間 |
|---|---|---|---|---|
| 国民金融公庫 | 50万円 | 年収500万円以下（来年1月から受付） | 7.1% | 修業年限（最高4年）以内（返済据置1年） |
| 郵便局 | 54万円（積立額と同額まで） | 進学積立貯金の積立てをしているひと | 7.1% | 4年以内（返済据置1年） |
| 都市銀行 | 300万円（年収の50%） | 20歳以上65歳未満 年収150万円以上 | 8.4% | 5年以内（返済据置6か月） |
| 信託銀行 | 300万円（年収の50%） | 20歳以上、65歳以下 完済時70歳以下 年収150万以上 | 8.4% | 5年以内（返済据置6か月） |
| 地方銀行 | 300万円（年収の50%） | 20歳以上、完済時70歳未満 年収150万円以上 | 8.4% | 5年以内（返済据置6か月） |
| 信用金庫 | 300万円（年収の50%） | 年収80万円以上 | 8.86% | 5年以内（返済据置6か月） |
| 信用組合 | 200万円 | 完済時70歳未満 年収150万円以上（信用組合と6か月以上取引があるひと） | 8.4% | 3年以内 |

※貸付対象は高校・高専・大学など。貸付利率は予定の利率です。

## もしかしたら、あなたが写っているかも？

### 「グラフ千代田」を差上げています

千代田区が初めて発行する「グラフ千代田」が出来上りました。いま、出張所と広報課の窓口で差上げています。

小さいこどもからお年寄りまで、多くの区民のみなさんが、どのように区政とかかわっているか、また、区政を支えているか、その一端を写真でつづってみました。もしかしたら、あなたが写っているかもしれません。

ぜひ一度ご覧ください。「グラフ千代田」についての問合せは広報課広報係までどうぞ。

# 老後の生活設計に
# 国民年金

日本は、急速に高齢者社会への道を歩んでいると言われ、厚生省の調査では、六十歳以上の高齢者だけで構成される世帯が、全国で二百十一万七千世帯と、十年前の二倍に達しています。

一方、読売新聞社の世論調査（五十三年九月十五日掲載）によると〝自分の老後に不安を持っている〟と言うひとが五一％で、不安だとする理由は「健康や病気」ついで「経済力」となっています。

そして〝老後の生活資金を何に求めるか〟については「年金」が第一位に上げられています。

このように、老後の生活設計の柱を〝年金〟に求める気運が高まってきています。

国民年金は、国民のだれもが年金を受けられるようにと発足し、いまでは、日本の公的年金加入者五千六百万人のうち、二千六百万人を越えるひとが国民年金に加入し、千代田区では約一万七千人が加入しています。

現在、国民年金の保険料未納者や、未加入者が救済される「特例納付」が実施されています。

この特集では、国民年金のしくみをご紹介しますので、みなさんがお持ちの〝年金を受ける権利〟を再確認してみてください。

## 加入対象は自営・自由業者

国民年金は、国民のだれもが、公的年金に加入することを目的として昭和三十六年に発足したものです。

現在、公的年金はつぎの十種類があります。

①厚生年金
②船員保険
③恩給
④国家公務員共済組合
⑤地方公務員共済組合
⑥私立学校教職員共済組合
⑦公共企業体職員等共済組合
⑧農林漁業団体職員共済組合
⑨国会議員互助年金
⑩国民年金

国民年金に加入しなければならないひとは、商工業、農林漁業、医師、弁護士などの自営業・自由業のひとたちで、前に示した①～⑨の年金に加入していないひとです。

加入する年齢は満二十歳から満六十歳までで、加入期間は二十五年以上です。

〔昭和五年四月一日以前に生まれたひとは、年齢に応じて加入期間が短縮されます。〕

保険料は一か月二千七百三十円です。（来年四月から三千三百円）

### ●保険料を収めないと
### 年金は支給されません

保険料を納めなくても、七十歳になれば福祉年金がもらえる――と考え違いをしているひとがいるようです。

福祉年金は、明治四十四年四月一日以前に生まれたひとを対象にしたもので、それ以後に生まれたひとは、決められた期間保険料を納めないと、年金を受けることはできません。

### 目減りしない年金

老後に備えるといっても、二十年、三十年先のために積立てても目減りしてしまう――と心配する必要はありません。

国民年金は物価スライド制を取入れ、消費者物価が上昇すると、年金額も引上げられるしくみになっています。

### サラリーマンの奥さん 国民年金に加入できます

国民年金は、他の公的年金に加入していないひとが加入する年金ですが、サラリーマンの奥さんなどは、希望すれば国民年金に加入することができます。

**希望すれば加入できるひと**

厚生年金や共済組合など、国民年金以外の公的年金加入者の配偶者で、二十歳から五十九歳までのひとが対象となり、配偶者としての期間と、国民年金に加入してから六十歳まで保険料を納める期間を合せて、二十五年以上になれば年金を受けることができます。

つまり、配偶者としての期間が十年であれば四十五歳以下のひと、十五年であれば五十歳以下のひとが国民年金に加入できます。

年金額は、六十歳までに保険料を納めた年数により計算され、六十五歳から支給されます。

### 福祉年金

国民年金が発足した当時、すでに高齢のため、国民年金に加入できなかったひと（明治四十四年四月一日以前に生まれたひと）を対象にした、福祉年金の制度があります。

福祉年金は、明治四十四年四月一日以前に生まれたひとが、満七十歳になったときから支給され、年金額は十九万八千円です。（ただし、五年年金、十年年金を受けているひとは対象になりません）

身体障害者の場合は、六十五歳から最高二十九万七千六百円が支給されます。

ただし、福祉年金には、本人または扶養義務者の所得制限があります。

# 国民年金保険料
## 納め忘れのないように

年金制度は、若いうちにお金を積立てて、老後に備えるものです。

したがって国民年金も、毎月の保険料を納めることで、はじめて、将来、年金を受けることができます。ですから、保険料は必ず納期内に納めてください。

国民年金の保険料を納める方法には、つぎの二通りがあります。

一つは、区が郵送する納付書で納める方法。もう一つは、口座振替による方法です。

**●納付書で納める方法**

一年を四期にわけて四月（四～六月分）、七月（七～九月分）、十月（十～十二月分）、一月（一～三月分）に納付書を加入者に郵送します。

この納付書で、銀行、信用金庫、信用組合、郵便局、区の出張所、国民年金課のいずれかで納めてください。

また、一年分の保険料をまとめて前納する方法もあり、希望するときは国民年金課へ連絡してもらえば、納付書を送ります。

**●口座振替で納める方法**

加入者の預金口座から、自動的に保険料を払込む方法です。

一度手続きをすれば、あとは金融機関が加入者に代って保険料を納めてくれますから、大変便利な制度です。

申込方法は、本人か家族の預金通帳のある金融機関で、預金通帳、年金手帳、印鑑を持って、手続きをするだけです。

**保険料の免除制度**

生活が苦しくて保険料を納められないひとには、保険料の免除制度があります。

免除の手続きをすれば、年金を受けられる権利は保障されます。

そして、免除された保険料は、資力が回復したときに納めてください。

当時の保険料で、十年前までさかのぼって納められます。

ただし、サラリーマンの奥さんなど希望して加入したひと（任意加入）は免除制度の対象になりません。

### 老齢年金

25年以上保険料を納めたひとが65歳になったとき

| 納めた期間 | 年金額 |
|---|---|
| 25年間 | 455,100円 |
| 30年間 | 546,200円 |
| 35年間 | 637,200円 |
| 40年間 | 728,200円 |

（昭和5年4月1日以前に生まれたひとは、保険料を納める期間が短縮されます）

### か婦年金

老齢年金の受給権のある夫（婚姻期間10年以上）が亡くなったときその妻に（60歳から65歳の期間）

年金額は、夫の老齢年金の半額

### ・準母子年金

が夫や父を亡くし、
のこどもや孫、弟、
に生活していると

462,100円
する人数により加算

父を亡くしたら

60歳　65歳

（月額2,730円）　据置期間

死亡したら

### 死亡一時金

3年以上保険料を納めているひとが亡くなったとき、その遺族に

23,000円～52,000円

### 老齢年金の繰上げ・繰下げ受給

老齢年金には、65歳になる前に年金を受取る繰上げ受給と、65歳を過ぎてから受取る繰下げ受給の制度があります。

ただし、繰上げ受給は年金額が減額され、繰下げ受給は増額されます。

| | ← 繰上げ受給 → | | | | | | ← 繰下げ受給 → | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受給開始年齢 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳 | 68歳 | 69歳 | 70歳 |
| 年金の受給率 | 58% | 65% | 72% | 80% | 89% | 100% | 112% | 126% | 143% | 164% | 188% |





### 付加年金でより多くの年金を

将来、より多くの年金を望むひとには、付加年金の制度があります。

付加年金は、国民年金の保険料月額二千七百三十円に、四百円上積みして納めるものです。

付加年金に十年加入すれば、二万四千円、二十年加入すれば四万八千円が、毎年の年金額に上積されます。

### 年金は通算できます

公的年金には、国民年金をはじめ十種類の制度があり、職業に応じて加入する年金が決まることは、初めに紹介しましたが、これらの公的年金はお互いに通算することができます。（国会議員互助年金は除く）。

国民年金は二十五年、厚生年金は二十年というように、各年金には、最低限加入しなければならない期間（保険料を納める期間）が決められています。しかし、現実には職業が変わることもあります。

たとえば、十八年間会社に勤めていたひと（厚生年金に加入）が、四十歳で会社をやめ、商売を始め国民年金に加入したとします。

このひとは、厚生年金の加入期間が十八年、国民年金に加入できる期間は、六十歳までで二十年。厚生年金を受けるために必要な加入期間は二十年、国民年金は二十五年ですから、一つ一つの制度の加入期間を見ると年数が足りません。

しかし、両方の年金に加入していた期間を合わせると三十八年になり、資格を満たすことになります。

これが年金の通算制度です。

通算による必要な加入期間は、国民年金と通算した場合は二十五年、国民年金以外の年金で通算したときは二十年です。

### 六十五歳になったら請求を

国民年金の加入者は、満六十五歳になると、その翌月から老齢年金を受けられるようになりますが、本人の請求がないと年金は支給されません。

満六十五歳の誕生日を迎えたら早めに請求の手続きをしてください。

請求に必要な書類に必要事項を記入し、印鑑と年金手帳を持って、国民年金課で手続きをしてください。

請求に必要な書類は国民年金課にあります。

また、六十五歳になる前に年金を受取ることができる制度もあります。

# 国民年金のしくみと年金額

右の図は、国民年金のしくみと年金額を示したものです。

国民年金に加入すると、60歳までに25年以上（年齢に応じて短縮）保険料を納め、65歳から図の右端に示した老齢年金を受けられます。

加入者が、保険料を納めているときに、身体障害者になったり、夫を亡くしたときには、図の上段と下段に示した各種の年金が受けられます。

国民年金に加入 20歳

### 障害年金

病気やケガで身体障害者になったとき

| | |
|---|---|
| 1級障害 | 577,600円 |
| 2級障害 | 462,100円 |

身体障害者になったら

### 母子

女のひ
18歳未
妹と一
き

一緒に生

夫

保険料の納入期間（60歳までに25年以上

遺児になったら

### 遺児年金

父や母が亡くなり、18歳未満のこどもだけが残ったとき

462,100円

こどもの人数により加算

毎月第1火曜日は
### 年金相談日

国民年金課では、毎月第1火曜日の午前9時から午後4時まで、年金相談を行っています。

年金についてなら何でも相談に応じていますので、ご利用ください。

場所は、区役所2階の国民年金課です。

# 保険料未納者　年金未加入者が
# 年金を受けられます

## 特例納付を実施中

## 昭和55年６月まで

国民年金は〝だれもが老後に年金を〟と発足したわけですが、現実には将来、年金を受けられないひとがいます。

国民年金に加入しなければならないのに加入していないひと〟

〝国民年金に加入していながら、保険料の未納期間があるため、年金を受ける資格をなくしたひと〟

これらのひとたちにも、年金が受けられるようにと、今から過去の保険料が納められる〝特例納付〟が昭和五十五年六月まで実施されています。

この機会に、年金を受ける権利を手に入れてください。

### 特例納付とは

国民年金の老齢年金を受けるためには、六十歳までに二十五年以上（昭和五年四月一日以前に生まれたひとは期間を短縮）保険料を納めなければなりません。左の最低納付期間早見表参照。

しかし、加入者の中には保険料を未納にした期間があるため、将来、年金を受ける権利をなくしたひとがいます。

また、国民年金に加入しなければならないのに、加入していないひともいます。

特例納付は、これらのひとたちが、過去の未納保険料を納めたり、今から加入し、さかのぼって保険料を納めることにより、年金を受ける権利を得られる制度です。

ただし、サラリーマンの奥さんなど、希望すれば加入できたひと（任意加入）は、特例納付の対象にはなりません。

●老齢年金最低納付期間早見表

| 生年月日 | 最低納付期間 |
|---|---|
| 明44.4.2～大 5.4.1 | 10年 |
| 大 5.4.2～大 6.4.1 | 11年 |
| 大 6.4.2～大 7.4.1 | 12年 |
| 大 7.4.2～大 8.4.1 | 13年 |
| 大 8.4.2～大 9.4.1 | 14年 |
| 大 9.4.2～大10.4.1 | 15年 |
| 大10.4.2～大11.4.1 | 16年 |
| 大11.4.2～大12.4.1 | 17年 |
| 大12.4.2～大13.4.1 | 18年 |
| 大13.4.2～大14.4.1 | 19年 |
| 大14.4.2～大15.4.1 | 20年 |
| 大15.4.2～昭 2.4.1 | 21年 |
| 昭 2.4.2～昭 3.4.1 | 22年 |
| 昭 3.4.2～昭 4.4.1 | 23年 |
| 昭 4.4.2～昭 5.4.1 | 24年 |
| 昭 5.4.2～ | 25年 |

### 特例納付の対象者と納付年数

特例納付の対象となるのは、明治四十四年四月二日以降に生まれた二十歳以上のひとで、つぎに当てはまるひとです。

**①国民年金加入者で保険料の未納期間があるひと**

国民年金に加入しているが、過去に保険料の未納期間があるひと

たとえば、大正十年五月生れのひとで、未納期間が八年あるとします。昭和三十六年に加入したとして、現在までに保険料を納めた年数が九年、これから六十歳まで納められる年数が三年、合わせて十二年です。

このひとが年金を納めなければならない最低納付年数は、早見表のとおり十六年ですから、このままでは年金を受けることはできません。

しかし、特例納付で最低四年分の保険料を納めれば、年金を受けることができます。また未納にしている八年分の保険料全部を納めれば、より多くの年金を受けることができます。（図1）

**②国民年金に加入していないひと**

国民年金に加入しなければならない（他の公的年金に加入していない）にもかかわらず、まだ、国民年金に加入していないひと

たとえば、大正四年五月生まれのひとは、今から加入し、最低十年分の保険料を納めれば、二年後の六十五歳から年金を受けることができます。（図2）

大正十四年生れのひとは、最低納付期間が二十年です。今から加入して六十歳までに納められる期間が七年ですから、特例納付で最低十三年分の保険料を納めれば、六十五歳から年金が受けられます。（図3）

図1．保険料に未納期間のあるひと

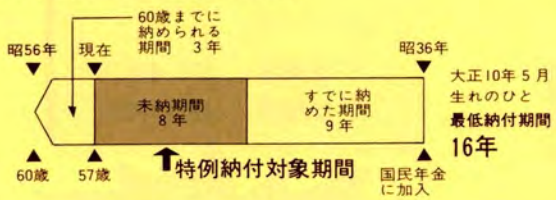


図2・3．国民年金に加入していないひと

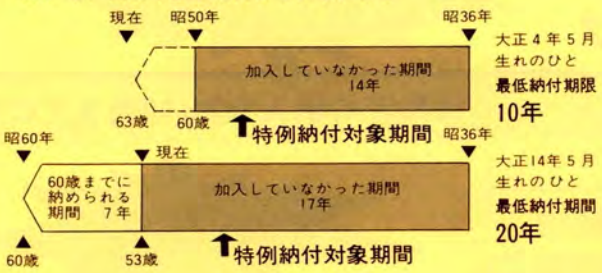


### 納入期限は五十五年六月　保険料は月額四千円

この特例納付は、昭和五十五年六月まで実施されます。

この期間内であれば、一括でも分割でも保険料を納めることができます。

特例納付による保険料は、一か月四千円です。

特例納付の対象になるかどうか、保険料を何か月分納めなければいけないかなどは、本人の年齢や保険料の未納期間などにより、それぞれ違います。

特例納付の対象となると思ったときは、まず、国民年金課へ連絡してください。